

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成 24年 7月 27日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒621-0022 京都市亀岡市曾我部町南条中向田1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代表取締役 社長 高橋 健					
		電話 0771-24-1131					
主たる業種	自動車部品・付属品製造業						
	細分類番号 3 1 1 3						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減などISO14001の維持・改善により2.0%以上の二酸化炭素排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	社長を最高責任者とし、エネ管理統括者のもと、各部門長が、自部署を統括する「省エネ推進体制」に基づき実施計画の策定、目標管理アクションプラン進捗表により進捗管理をする。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,565.2 トン	5,772.4 トン	トン	トン	-12.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,565.2 トン	5,772.4 トン	トン	トン	-12.1 パーセント	
実績に対する自己評価		基準年度に対し生産量の低下と改善効果により排出量の減少					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	園部工場	事業活動に伴う排出の量 (内製加工高)	2.08	2.01			-3.37 パーセント
	亀岡工場	事業活動に伴う排出の量 (内製加工高)	2.13	1.85			-13.15 パーセント
実績に対する自己評価		適度な生産量の低下の為効率的な生産ができ、改善効果と相まり原単位の向上が図れた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		56.0 パーセント	62.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	水銀灯を一部LEDに変更、コンプレッサーの台数制御とインバータ制御の導入。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	実施しない					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関による通勤が困難の為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	代表者の交代による変更（平成24年6月18日付け）						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。